



## 渋染一揆

財政難に苦しんでいた岡山藩は、領内に29か条の儉約令を出しました。とりわけ、えたとされた人々に対する命令は、衣類を渋染か藍染に限るなど、村人と別あつかいにするものでした。これらの人々は、農業も行い、年貢も納めているのに、このような差別はがまんできないと、領内53か村が嘆願書を出しました。そのうち約半分の村から千数百人がたち上がり、家老と交渉し、ついに嘆願書を受容させました。こうして、藩は儉約令を実施できませんでした。

### 岡山藩の儉約令(部分要約)

- えたの衣類は、無紋・渋染・藍染に限る。しかし、当分の間は、今あるそまつな木綿着なら許す。ただし、紋つきの着用は禁じる。
- 雨天のとき、村内の知り合いの家に行く場合、泥足では相手も迷惑だろうから、くりの木のげたをはいてもよい。しかし、顔見知りの百姓に出会ったらげたをぬいておじぎをせよ。他村など遠方へ行く場合のげたばきは許さない。

米や金を貧しい人に分けようとした。この乱は1日ですずめられましたが、幕府は衝撃を受けました。

## 天保の改革

1841(天保12)年、老中水野忠邦は、外国船打払令を緩和するとともに、政治の改革を行いました。これを天保の改革といいます。

忠邦は、きびしい儉約令を出して、ぜいたく品を禁止し、出版や風俗を取りしまりました。また、農村が荒れていた

ので、農民が江戸に出かせぎに来るのを禁じ、江戸に出ている農民を村に帰らせました。物価を下げるために、株仲間の解散も命じました。しかし、江戸・大阪周辺の農村を幕府の領地にしようとしたことで、大名や旗本の反対にあり、改革はわずか2年余りで失敗しました。

このころ、薩摩藩(鹿児島県)や長州藩(山口県)も改革を行いました。これらの藩は、能力のある下級武士を重く用い、商人への借金をたな上げし、特産物の生産を奨励して、財政の立て直しを実現しました。



④大塩平八郎(大阪城天守閣蔵)

\*2 大塩の乱は全国に知れわたり、各地で「大塩門弟」を名乗る一揆がおこりました。

⑤黒砂糖づくり 黒砂糖は、薩摩藩に大きな利益をもたらしました。

